

介護保険負担限度額認定にかかる申請手続きについて（お知らせ）

平素は松原市介護保険行政に御理解と御協力を賜わり、誠にありがとうございます。

この度、平成28年1月より個人番号の利用開始に伴い、規則等が整備されたため、申請方法が変更となりました。また、平成28年8月に施行される介護保険法施行規則の一部改正に伴い、介護保険負担限度額認定についての審査基準が変更となります。申請時には下記の書類が必要となります。

- * 申請書（新様式です。記入漏れが無いようにお願いいたします。）
- * 同意書及び代筆申請書（申請書の裏面です。押印が必要です。）
- * 通帳の写し（最終通帳記入日が申請日の直近2ヶ月以内のもの。）
- * 有価証券や借用書等の写し（ある場合は提出してください。）
- * 個人番号記載時の添付書類等（裏面「介護保険負担限度額認定申請の必要書類」をご参照ください。）

今年度より、当該認定にかかる要件について、以下のとおり変更されます。

- * 個人番号（マイナンバー）導入に伴い、介護保険給付の申請書等に個人番号を記載することは、法令に基づく義務となりました。それに伴い個人番号を取り扱う場合において、個人番号確認や身元確認が必要となりましたので、申請時に必要な書類等は「個人番号（マイナンバー）の取扱いについて」よりご確認ください。
- * 非課税年金（遺族年金・障害年金など）も収入として算定されます。
以上、御了承いただきますよう、宜しくお願い致します。